

「特定の同族会社の役員に対する報酬の損金算入制限規定」の見直しを求める意見書

平成18年度税制改正において、「一定の株式を保有する同族法人の役員についてその報酬の給与所得額を、損金に認めず法人税の課税標準に加える」という法人税の改正が示され、3月27日に可決されました。

この改正は、平成18年施行の会社法で、資本金の少ない実質1人会社が創設され、法人経費と給与所得控除との二重控除となるので、税負担の公平を図る趣旨から行なわれたものであるとされています。

しかし、現行の給与所得控除について、抜本の見直しを検討するのならば、中小企業の役員報酬とその他の法人の役員報酬について、税負担に事実上の差別を設け、資本的裏づけのない給与所得控除分を法人所得と認定することは、税理論からも合理性がなく容認することはできません。

また、企業意欲を減退させ、日本経済活性化を阻害させる危険性があります。このことは企業の促進を推進する政府の方針と逆行するものです。

よって、新宿区議会は、国会及び政府に対し、景気回復で法人税収が当初予算を2兆円上回るであろうと推定されている今日、中小法人に過重な、かつ、不合理な税負担を及ぼす当該税制改正の見直しを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成18年10月13日

新宿区議会議長名

衆議院議長	あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
経済産業大臣	